

令和3年度

第11回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

## 第 1 1 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和4年2月17日(木) 午後2時30分から午後4時30分

2 開催場所 静岡中央ビル5階大会議室

3 出席委員(19人)

会長 13番 西ヶ谷量太郎

会長職務代理者(副会長) 12番 徳田 雅亮

委員 1番 伊藤 修司 2番 遠藤 公夫 3番 大石 雅章

5番 大塚 師輝 6番 佐藤 直美 7番 佐藤 操

8番 白岩 正行 9番 杉山 寿朗 10番 鈴木 茂樹

11番 鈴木 長一 14番 西子 親慶 15番 仁藤 雅巳

16番 堀越 隆正 17番 牧野 正昭 18番 松永 一雄

19番 望月 芳明 20番 山田 常己

4 欠席委員(1名)

4番 大石 泰子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第64号 土地区画整理法第136条第1項における意見聴取について

議案第65号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第66号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第67号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第68号 非農地証明申請について

議案第69号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

議案第70号 農業委員会が定める別段の面積の決定について

報告第43号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第44号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定による  
届出について

報告第45号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第46号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の取消しについて

報告第47号 静岡市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更につい  
て

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 増田 雅之、参与兼次長 杉本 光利、次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、  
副主幹 鈴木 康生、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、主事 寺園 理帆、  
農地係長 丸山 美咲、副主幹 小林 満明、主査 松永 文雄、主任主事 奥山 雅吉、  
主任主事 石川 尚美

## 7 会議の概要

議長 ただ今から、令和3年度第11回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日は、委員19名出席での開催です。静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

19番 望月 芳明委員、20番 山田 常己委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いいたします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告のうえ、ご発言ください。それでは、最初に議案第64号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局次長 **【議案第64号朗読】**

意見回答書(案)は、2ページに記載のとおりでございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 土地区画整理事業における土地区画整理法第136条第1項における意見聴取についてですが、お手元の資料1をご覧ください。

本案件につきましては、昨年12月の第9回総会、議案第51号土地区画整理事業における農地の取扱いについてで、一度審議いただいております。その際には、委員の皆さんからいくつかの質問、要望等の発言がありました。市街化編入による宅地並み課税については、生産緑地制度の活用を促し、市街化区域編入を見込み本年2月に受け付けること、農業経営の継続に関しては、永続農業エリアに4名、1ha弱、当面農業エリアに31名、4ha弱の農業エリアを設けること、永続農業エリアでは、分散していた農地が集約され効率的な農作業が期待できる一方、当面農業エリアでは、今後宅地等への転用も考えられるとの説明がありました。また、営農希望者の経営が成り立つように配慮をお願いするとともに、借地の返還を迫られた農業者には、新たな農地の確保についてもサポートをお願い

いしたい等の要望がありました。

なお、生産緑地については、本年の申請に間に合わなかった場合にも来年、令和5年2月に申請し指定を受ければ、来年度の宅地並み課税は、地方税法の規定により農地課税に訂正され、差額が還付されることとなります。

12月の総会では、認可申請前に事前協議として行う準備組合からの任意の意見照会でしたが、今回は、準備組合から認可申請を受けた、認可権者である静岡市からの法に基づく意見照会になります。

照会者は異なりますが、事業計画の内容は12月の総会でご審議いただいた時点から変更はありません。したがって、事務局としましては、12月総会時と同様、土地区画整理事業を進めるうえで、農地の取扱いについては、当委員会と密に調整を図っていくことを付記したうえで、別紙回答書（案）のとおり、意見なしと回答したいと思います。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 これより、質疑に入ります。事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第64号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第64号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第65号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局次長 **【議案第65号朗読】**

申請は4ページに記載のとおり10件でございます。

議 長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号90番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことでした。

19番 職員から説明がありました1件につきましては、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いたします。

事務局 2班です。整理番号91番、92番は関連しますので、まとめて説明させていただきます。両案件は、高齢となった夫婦それぞれが所有する農地を娘と孫へそれぞれ贈与しようとするものです。なお、譲渡人の夫婦と娘夫婦は、別々に農業

経営をしています。

整理番号91番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権の移転です。申請事由ですが、贈与者は高齢となったため、所有する農地を、娘に贈与するものです。

整理番号92番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権の移転です。申請事由ですが、贈与者は高齢となったため、所有する農地の一部を、孫に贈与するものです。

整理番号93番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、現地は、第6回総会において、個人所有から法人所有への所有権移転が許可された一団の農地内にあり、譲受人は仮登記を設定し、既に一体的に使用していたが、譲渡人の相続登記の完了を待って、今回、申請に及びました。

整理番号94番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権の移転です。申請事由ですが、贈与者は高齢となったため、所有する農地の一部を、既に独立経営している息子に贈与するものです。

整理番号95番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大したく、譲渡人は、要望に応えるということで、申請に及びました。

18番 ただいま、職員から説明がありました整理番号91から95番の5件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 3班です。整理番号96、97番、葵区の案件です。整理番号96番及び97番は譲受人が同一人のため、まとめて説明させていただきます。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は新規で農地を取得し、農家創設をしたく、土地所有者と話がまとまり、申請に及んだものです。栽培作物は、みかん、タラノキ、栗、柿を栽培する予定です。JAの指導員及び隣接農家より営農指導及び助言を受けることとなっています。販路としてはJA及び静岡市中央卸売市場に出荷予定となっています。営農計画書も添付されております。

この案件については、地区審査会で現地にて聞き取り調査を行いましたので、後ほど班長から報告があります。

9番 職員から説明がありました整理番号96番、97番は地区審査会で、現地

にて聞き取り調査を行いましたので報告させていただきます。

申請の経緯として、譲受人は35年程前から申請地の手伝いをしていたが、農家創設したく、土地所有者と話がまとまり、申請にいたったとのことでした。申請地は自宅から車で10分程度の場所に位置しており、通作等の問題はありません。耕作面積については、夫婦2人で耕作していくとのこと、問題ないと感じました。また、申請地の一部は、木が生えている状態で、不耕作となっているため今後の計画を確認したところ、順次開拓をしていき、その後みかんを栽培する計画になっていました。なお、JAの指導員及び隣接農地の土地所有者から指導及び助言を受けることになっていました。農機具については、動力噴霧器、耕運機等、既に所有していました。栽培作物は、みかん、タラノキ、栗の木、柿の木を作付けしていく計画になっていました。販路としては、JA及び静岡市中央卸売市場への出荷計画になっていました。以上のことから、3班として許可相当と判断します。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

事務局 4班です。整理番号98番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請地は譲受人の隣接農地で、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、売買の話がまとまり申請に及んだものです。

整理番号99番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、売買の話がまとまり申請に及んだものです。

14番 職員から説明がありました2件につきましては、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願い申し上げます。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

17番 農地の権利移動において、親族は親権者になれない様に聞いていたが、その点はどうか。

事務局 その点については、申請の段階で特に問題となりませんでしたが、確認してご報告します。

8番 親権者となった親族が利益を得るような場合は親権者になれないが、今回の場合、親が利益を得るものとはならないので、親権者となることに問題はありません。

議 長 他に発言もないようですので、議案第65号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第65号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第66号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局次長 **【議案第66号朗読】**

申請は6ページに記載のとおり1件でございます。

議 長 それでは、地区審査を行いました3班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 3班です。整理番号13番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請地に近接する法人が露天資材置場及び露天駐車場が必要となり、この周辺の土地を探していたところ、土地所有者と話しがまとまり申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。代替性の検討もされ、隣接農地への被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われれます。

9 番 職員から説明がありました整理番号13番については地区審査会で、現地確認を行いましたので報告させていただきます。申請地は、申請地に近接する木製家具製造、加工及び販売業を営む法人が露天資材置場及び露天駐車場として使用します。雨水については自然浸透となります。水の利用はありません。西側隣接農地への被害防除は、土留めの措置を講じています。申請地は傾斜もなく、雨水も自然浸透させることとなっており、西側隣接農地は川上に位置していました。以上のことから3班として許可相当と判断します。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第66号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第66号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第67号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局次長 **【議案第67号朗読】**

申請は8ページに記載のとおり5件でございます。

議長           それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局           1班です。整理番号75番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有者移転です。申請事由ですが、物干し場のスペースが少なく、物置も設置したいため所有者に相談したところ話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第3種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われま

す。整理番号76番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は田で、使用貸借による権利の設定です。申請人は、土木建築業を営んでいる法人であります。申請事由ですが、残土処分の量が増えたため、先月申請した隣接地所有者に説明したところ、所有者も高齢のため道路と同じ高さの畑にしたいため話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第1種農地と判断されますが、不許可の例外、一時転用に該当します。転用期間は、11ヵ月です。工事終了後は、農地へ復元する旨の作付確約書が提出されています。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われま

20番           職員から説明がありました2件につきましては、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局           3班です。整理番号77番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者はとび・土工工事業を営む葵区に本店を置く法人です。現在申請地付近の隣接地及び近接地の土地を露天資材置場等として使用しておりますが、資材置場及び事業用駐車場が不足していることから、この周辺の土地を探していたところ、土地所有者と話しがまとまり申請に及んだものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。代替性の検討もされ、隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題なく、転用面積も適当と思われま

9番           職員から説明がありました整理番号77番については、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局           4班です。整理番号78番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請人は、隣接する宅地に建築する共同住宅の入居者用の駐車場6台分を確保するため、譲渡人と売買の話がまとまり、申請に及んだものです。農地区分は第3種農地と判断されます。なお隣接する宅地は、昭和44年に、貸住宅2棟の農地転用

許可を受け、宅地に地目を変更しています。このことから、静岡市市街化調整区域内における開発許可の基準等に関する条例第4条第2号に該当し、隣接する宅地は、共同住宅の建築が可能である土地であることを、開発行為に係る事前審査結果通知書にて確認しています。隣接農地への被害防除、排水等については特に問題なく、転用面積も適当と思われます。

整理番号79番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請人は、子どもの成長に伴い、現在の住居が手狭なため、実家に近い申請地に住宅を建築したく申請に及んだものです。農地区分は第1種農地で、不許可の例外のにじみ出しに該当します。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。

14番 職員から説明がありました2件について、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3番 整理番号75番の住宅敷地の拡張ですが、拡張の場合の基準はあるか。  
事務局 農地区分が第1種であれば、例外規定で既存敷地の2分の1までの拡張が可能であるが、当案件は3種なので特に基準はありません。転用は必要最小限の面積が認められます。また、開発行為関係での面積制限があります。

8番 建物が無い場合は、開発行為は関係なく農地法の許可のみでいいですね。  
事務局 開発行為の関係はないので、農地法における必要最小限の転用面積であるかが問われます。

5番 整理番号77番ですが、前回と合わせて4,000㎡弱を資材置場等として転用面積を拡大しているが、まだ拡大するのか、何か規制はあるか。  
事務局 申請者によると、足場の需要が増加しており、それに伴って保管場所が必要とのことである。今のところさらに拡張したいとは聞いていないが、今後も需要が伸びれば、さらに転用申請が出される可能性はある。面積の規制はないが、必要性を検討することになります。

5番 早朝等、騒音についても注意されたい。  
議長 他に発言もないようですので、議案第67号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第67号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第68号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局次長 **【議案第68号朗読】**

申請は10ページに記載のとおり2件でございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 1班です。整理番号23番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、宅地です。こちらの案件ですが、昭和6年に亡祖父が物置を建築し現在に至り、証明基準2の建築物等が設置されている土地に該当します。令和4年1月28日に、地区担当農業委員の立会いのもと現地調査を、確認していただきました。

20番 職員から説明がありました1件については、1班としては承認することと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 3班です。整理番号24番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は宅地です。こちらの案件ですが、亡父が昭和34年に居宅を建築、昭和60年6月に車庫を建築し現在に至ります。証明基準2建築物が設置されている土地に該当します。令和4年2月4日に、地区担当農業委員の立ち会いのもと現地写真等を確認していただきました。

9番 職員から説明がありました整理番号24番については、3班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいまの議案第68号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第68号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第68号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第69号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局次長 **【議案第69号朗読】**

申請は12ページに記載のとおり4件でございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 生産緑地法第10条の規定による生産緑地の買取り申し出事由が生じた従事者について証明を行うものです。

整理番号43です。こちらの生産緑地は平成17年に指定され、故障前主た

る従事者は年間約100日農作業に従事していました。1月21日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。

整理番号44です。こちらの生産緑地は平成18年に指定され、死亡前主たる従事者は年間約150日農作業に従事していました。1月26日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。

整理番号45です。こちらの生産緑地は平成23年に指定され、故障前主たる従事者は年間約100日農作業に従事していました。1月26日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。

整理番号46です。こちらの生産緑地は平成22年及び平成19年に指定され、故障前主たる従事者は年間約200日農作業に従事していました。1月26日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。

議長 ただいまの議案第69号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第69号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第69号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第70号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局次長 **【議案第70号朗読】**

申請は14ページに記載のとおり1件でございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 中山間地域の空き家バンクに登録された空き家を取得して移住する場合に下限面積を引き下げる5件目の事例が、令和3年9月の総会で決定されましたが、その案件の追加の1筆になります。前回は、農地11筆の下限面積を下げましたので、今回の筆と合わせて、合計15.6aの農地となります。なお、この決定を受けて3月以降の総会議案として農地法第3条第1項の規定による許可申請がされる予定です。

議長 ただいまの議案第70号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第70号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第70号は、原案のとおり承認いたしました。次に、報告事項に入ります。

初めに、報告第47号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局補佐 **【報告第47号朗読】**

基本構想変更案は別紙資料3のとおりでございます。内容につきましては、農業政策課職員から説明いたします。

農業政策課 本日、皆様にご報告させていただく内容は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてです。お手元に、資料2から資料5までをご用意させていただきましたが、本日は、資料2を中心に、資料4の新旧対象表と、資料5のカラー刷りの資料について、説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想ですが、ここからは基本構想と申し上げます。この基本構想は農業経営基盤強化促進法第6条により、県が策定する基本方針に即するとともに、他法令との調和が保たれていなければならないとされており、本市においては、平成26年10月に策定したものが現行となり、現在、県下各市町において、変更作業が行われているところです。

2の変更の背景と手続きについての(1)に、今回の変更理由を記載しておりますが、令和3年3月に県が基本方針の見直しを行ったためです。資料は戻りますが、1の(2)では、この基本構想において定める事項を記載しております。(1)では、農業経営基盤の促進に関する目標、(2)では、農業経営の規模や生産方式等、営農分類ごとの農業経営の指標、(3)では、青年等が目標とすべき農業経営の指標、以下、記載の事項について、定めることとされており、

今後の手続きとなりますが、2の(2)をご覧ください。基本構想を変更する場合は、同法第6条第4項の規定により、あらかじめ、農業者、農業に関する団体その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされているほか、農業委員会様、管内の農業協同組合様から意見を聴取しなければならないとされており、その後は、県と協議し県の同意を受けた後、本市で公告を行うことで基本構想が確定いたします。具体的なスケジュールは次ページとなります。本日の報告は、先ほど事務局からご説明いただきましたとおり、2月末を目途にご意見を頂戴し、そのご意見等を検討したうえで、3月16日に開催予定の農業委員会総会の場で改めてご意見を伺い、県へ同意を求めた後、3月末の策定を予定しております。

次に4の主な変更箇所についてですが、下表改正の概要という項目と、お手元の資料4新旧対照表により、ご説明いたします。まず1つ目の改正の概要といたしまして、農業センサスの結果や市の環境変化等を踏まえた内容への修正を行いました。具体的には、新旧対照表の2ページの3農業経営体の現状と課題に記載してあります。

次に2つ目ですが、県の基本方針に合わせて、人・農地プランやスマート農業、6次産業化、女性の視点などの項目について、修正いたしました。具体的には、新旧対照表の2ページの4農業経営体の育成の方向、5の農業経営体の育成方針を修正しております。

次に3つ目ですが、認定農業者及び認定新規就農者の労働時間や所得などの指標について見直しを行い、現行どおりと同様といたしました。具体的には、新旧対照表の2ページの4の農業経営体の育成の方向をご覧ください。ここでは、本市が育成すべき経営体を示しておりますが、2行目以降に認定農業者、認定志向農業者、認定新規就農者を掲げており、これらが本市における担い手と位置付けております。なお、認定志向農業者とは、認定農業者を志す者と規定していることをご承知ください。

次に4つ目ですが、新旧対照表の4ページの7企業等の農業参入支援についてですが、県の基本方針に合わせ、新規に追加した項目です。

次に5つ目、6つ目、7つ目を一括して説明させていただきます。新旧対照表の4ページから16ページまでが該当する項目となり、4ページから11ページまでが認定農業者に係る指標、11ページから15ページまでが認定新規就農者に係る指標となっております。この指標は認定農業者に認定するための指標で、モデルとなるものですが、決してこのとおりの経営ができていないと認定ができないという訳ではありません。また、現在の認定農業者の経営改善計画の内容を把握し、現状に沿った形となるよう修正をさせていただきます。具体的には、この表中の下線箇所が修正箇所となりますが、経営管理の方法の欄に記載しました家計と経営の分離、作業日誌の記帳、GAPの実践のほか、農業従事の態様等の欄に記載した休日制の導入、農繁期の臨時雇用の確保について、県の基本方針に即し、全項目において共通した形で追加・修正しております。

次に8つ目ですが、新旧対照表の15ページ第4に記載した55%につい

で説明させていただきます。この55%は、本市の担い手が効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアを示しており、現行の基本構想では40%で設定しております。

別紙の資料をご覧ください。この表では見直し後の基本構想では、55%としていくための根拠を示した資料です。まず、認定農業者は令和5年度まで600経営体の維持を、認定新規就農者は30経営体の維持を目標としておりますので、今後10年先もこの人数を維持していくことで設定しました。

耕地面積は、直近5年間の平均では毎年110ha減少することと想定します。そのため、10年後の令和12年では、耕地面積は3,480haとなる見込みです。この耕地面積に対して、認定農業者600経営体、認定新規就農者30経営体と、令和2年度末における基本構想到達者と同等規模まで担い手を確保した場合、経営体の合計数は1,268経営体となり、集積の見込みは50%となります。

裏面をご覧ください。記載の内容は、今後、土地改良事業や耕作放棄地対策事業により集積面積が見込まれる土地を記載しました。現在、駿河区では東豊田・国吉田、清水区では池ノ沢の土地改良事業が行われており、約28.7haのほ場の整備が見込まれるほか、農地利用課で実施している耕作放棄地対策事業では、10年間で約14haの耕作放棄地解消が見込まれ、先に説明した50%と合わせると、今後は55%の集積が見込まれることを想定しました。

よって、今回の基本構想の見直しでは55%で設定をしていきたいと考えておりますが、今後、基盤法等の改正により、半農半Xや小規模農家などが担い手として位置付けられた際は、集積が進むことも想定されます。

つきましては、県の基本方針では、80%の集積率を目指すこととなっておりますので、法改正により担い手の定義が明確になり、その方々が集積していくことが想定できる際は、再度、基本構想の見直しを行い、県の基本方針と同様の80%としていきたいと考えております。

次に9つ目となりますが、新旧対照表の15ページ2「用地の利用関係の改善に関する事項について、県の基本方針に合わせ、人・農地プランの作成と実行による中心経営体への集積・集約化について記載いたしました。

最後に新旧対照表の16ページのなおと書いてある箇所ですが、県の基本

方針に合わせ、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業へ統合されるほか、利用権設定等促進事業においては、利用権の期間が満期となる農地について、農地中間管理事業への切り替え等推進する旨を修正いたしました。

主な修正点は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの報告第47号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、意見ある方は2月末までに事務局へ提出してください。以上で報告第47号を終わります。次に、報告第43号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局補佐 **【報告第43号朗読】**

通知は16ページから18ページの19件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 整理番号75番については、耕作者が農地の集約による代替地35aが確保できたため、合意解約しました。返還された土地は、3月1日に別の人に再配分されるとのことです。整理番号76番についても、耕作者が農地の集約による代替地80aが確保できたため、合意解約しました。返還された土地は、4月1日に別の人に再配分されるとのことです。整理番号77番については、耕作者が代わるため、合意解約しました。整理番号78番については、耕作者が息子さんへ経営継承するため、合意解約しました。整理番号79番については、耕作者が新型コロナウイルスによる売上減少により経営規模を縮小するため、合意解約しました。整理番号80番と83番は、同一の案件です。耕作者が生葉会員として茶園管理を法人に委ねることとしたため、個人契約について合意解約しました。整理番号81番と84番、85番は、同一の案件です。もともと沼地の水田であり、水捌けが悪く露地栽培に適さないため、耕作者が返還するとのことです。整理番号82番と86番は、同一の案件です。地権者の都合により第三者に農地を売買するとのことです。返還を求めたため、合意解約しました。整理番号87番については、地権者が奥さんへ所有権を移転するため、一旦合意解約しました。所有権移転後、再度耕作者へ貸すとのこと。整理番号88番と91番は、同一の案件です。水捌けが悪く水稻栽培に適さないため、耕作者が返還するとのことです。整理番号89番と92番は、同一の案件です。

傾斜地のため栽培条件が良くないので、耕作者が返還するとのことで、合意解約しました。整理番号90番と93番は、同一の案件です。地権者が自ら耕作することになったため、合意解約しました。

議長 ただいまの報告第43号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第43号を終わります。  
次に、報告第44号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局補佐 **【報告第44号朗読】**

届出は20ページから25ページの62件がございました。その内訳は、4条の転用が17件、5条の転用が45件で、いずれも内容については記載のとおりでございます。5条の転用の内訳としましては、所有権移転が39件、賃借権設定が1件、使用貸借による権利の設定が5件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第44号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第44号を終わります。  
次に、報告第45号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局補佐 **【報告第45号朗読】**

届出は27ページから29ページの40件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

事務局 整理番号239番のあっせん希望についてご説明いたします。事務局で12月27日（月）に現地調査をし、現況地目は雑種地となっておりますが、保全管理されている農地のような状況であったため、あっせんは可能と判断し、1月14日（月）に、農協と担当農業委員にあっせんの依頼を行いました。場所は、大まかにご説明しますと、消防署出張所の東側の山の際、お寺の下辺りになります。届出人は、届出地の東側の宅地134番1、356.16㎡も合わせて売却したいとの意向でした。

続きまして、整理番号246番、254番、256番のあっせん希望についてご説明いたします。3件は同一の案件です。届出地3筆の内、2388番、145㎡、2389番1、247㎡の2筆、計392㎡は、生産緑地です。事務局で1月12日（水）に現地調査をしたところ、届出地は、草が伸び放題であり、生産緑地でない2393番には、錆びたトタン、古タイヤ等

も置かれていたため、3人の代表者に1月18日（火）に、生産緑地としての管理が必要なので、草刈りをお願いするとともに、農地として利用可能なきれいな状態にならないとあっせんはできない旨を伝えました。ご本人は、草刈り等を行うとのことであり、きれいになったことを確認してから、農協と副会長にあっせんの依頼をさせていただきたいと思います。場所は、大まかにご説明しますと、河川の土手下になります。自転車線にしか接道しておらず、建築基準法上の道路に接していない土地となります。説明は以上になります。

議長 　　ただいまの報告45号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 　　よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第45号を終わります。  
次に、報告第46号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局補佐　　**【報告第46号朗読】**

申出は31ページの1件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、交付いたしました。

なお、内容につきましては、担当職員から説明いたします。

議長 　　ただいまの報告第46号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 　　よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第46号を終わります。

議長 　　以上をもちまして、静岡市農業委員会第11回総会を閉会いたします。